

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
 （特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
（特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】「特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
（特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）」

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】—特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
（特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
（特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)			細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	
49	58	3.2.9-3	内部システムから外部システム連携へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～④を連携元のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（画面） ③ 業務アプリケーション（サービス）（ただし、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）」の類型の(1)①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） ④ 業務アプリケーション（パッチ） (2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムあるいはDBアクセス基盤サービスとして取り扱うこと。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。		
50	59	3.2.9-4	外部システム連携から内部システムへのアクセスパス	1	(1) 連携元のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～③を連携先のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ DBアクセス基盤サービス (2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムとして取り扱うこと。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。		
51	60	3.2.9-5	外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.2-15 外部システム連携に関するアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは、「 RFC 7230～7235」で規定する" HTTP/1.1" とすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
52	60	3.2.9-6	外部システム連携のサービスインタフェース	1	(1) 「規約：3.2.9-3 内部システムから外部システム連携へのアクセスパス」のアクセスパスは、サービスインタフェースとすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											本仕様の確認結果はこの欄に記入する。（本仕様が参照する規約：3.1.5-2等の各欄には記入しない。）		
				2	(2) (1)のサービスインタフェースは、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠していること。	「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照													
				3	(3) (1)のサービスインタフェースは、「表 3.2-16 サービスインタフェースを提供するシステム構成要素」で示すシステム構成要素のサービスインタフェースに準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、ビジネスフロー管理的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」を参照											同上。			
				4	(1)のサービスインタフェースが、業務アプリケーション(サービス)的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」又は「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」及び「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」を参照										同上。				
				5	(1)のサービスインタフェースが、DBアクセス基盤サービス的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」に準拠していること。	「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」を参照											同上。			
53	61	3.2.10-1	業務アプリケーション（外受）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（外受(そとうけ)）は、業務処理の実行のうち、外部システムからのアクセスであって、本仕様書に準拠していないアクセスによる処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
54	61	3.2.10-2	業務アプリケーション（外受）の配置と機能	1	(1) 業務アプリケーション（外受）は、「規約：3.1.1-1 3層構造」で定める業務層に配置すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(2) 業務アプリケーション（外受）は、アクセスを行う外部システムに対して、その外部システム固有のインタフェースを提供する機能を有すること。	業務アプリケーション（外受）の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）													
55	61	3.2.10-3	業務アプリケーション（外受）へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が業務アプリケーション（外受）である場合は、アクセスパスは外部システムからのみ許容する。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。		
56	61	3.2.10-4	業務アプリケーション（外受）からのアクセスパス	2	(1) 連携元のシステム構成要素が業務アプリケーション（外受）である場合の他のシステム構成要素へのアクセス可否は、連携元が業務アプリケーション（サービス）の類型1である場合に準じる。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。		

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
 （特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)			細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	
64	74	3.4.5-1	業務キーと業務キー区分名の基本的構成	1	(1) 業務キーは、次の①及び②から構成すること。 ① 業務キー区分コード ② 業務キー主部 (2) 業務キー区分名は、業務キー区分コードと一対一に対応づけて設定すること。 (3) 業務キー区分名として、次の①～③を設定すること。 ① 日本語名 ② URI物理名 ③ タグ物理名 (4) 業務キー区分コード、業務キー区分名の日本語名、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名は、特許庁システム全体にわたって、それぞれで一意性を確保すること。 (5) 業務キーの表現、並びに業務キー区分コード、業務キー主部、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名の構成は、『別冊3 業務キー・業務キー区分名に関する仕様』の「2.1 業務キー・業務キー区分名に関する仕様」に従うこと。													業務キー・業務キー区分名のコード仕様を追加する必要がある場合、特許庁が追加するコード仕様の確認を行う。		

*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）」を参照のこと。
*2: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*3: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
 （特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

(特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則 (*3)	評価日	評価者			規約 (*4)		細則 (*3)	評価日
				14		他のシステム構成要素からDBアクセス基盤サービスに対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）											
				15		[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス（処理レベル）											
5	13	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。
6	15	3.1.4-1	アクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.1-8 HTTP/1.1を用いたアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは、「RFC 7230～7235」で規定する”HTTP/1.1”とすること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
7	16	3.1.5-1	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素	1	(1) システム構成要素のうち、「ビジネスフロー管理」、「業務アプリケーション（サービス）」、「ビジネスルール管理」及び「DBアクセス基盤サービス」は、サービスインタフェースを提供すること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
8	17	3.1.5-2	サービスインタフェース	1	(1) サービスインタフェースは、RESTとすること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(2) サービスインタフェースは、次の①～⑫に従うこと。 ① URIを定義すること。	URIが定義されていること。	・サービスインタフェース設計書											
				3	② URIは、サービスインタフェースの版（バージョン）を特定できること。	URIにバージョン情報が含まれていること。	・サービスインタフェース設計書											ビジネスフロー管理のサービスインタフェースは適合確認対象外（「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」を参照）。
				4	③ URIは、2000バイト以下とすること。	URI長が2000バイト以下であること。	・サービスインタフェース設計書											
				5	④ URIは、シングルバイト文字のみを使用すること。	URIは、シングルバイト文字のみが使用されていること。	・サービスインタフェース設計書											
				6	⑤ セッションを使用しないこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
				7	⑥ XML Schemaを提供すること。	XML Schemaが提供されていること。	・サービスインタフェース設計書（※）											※XML Schemaに関する情報が明記されていることを確認する。
				8	⑦ XMLでバイナリデータを扱う場合は、バイナリデータを”RFC 4648”で定義された”Base64”仕様に準じてエンコードすること。エンコードした文字列は、XMLの要素とすること。	XMLでバイナリデータを扱っている要素に対し、Base64でエンコードされている旨が記載されていること。	・サービスインタフェース設計書											
				9	⑧ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、URI及びXMLの妥当性検査を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
				10	⑨ HTTPステータスコードを定義すること。	「規約3.1.5-4 HTTPステータスコード」にて確認する。												
				11	⑩ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、定義されたHTTPステータスコードに準じて結果を返却すること。	「規約3.1.5-4 HTTPステータスコード」にて確認する。												
				12	⑪ URIは、利用者識別情報を含むこと。	URIに利用者識別情報が含まれていること。	・サービスインタフェース設計書											
				13	⑫ 受付ポート番号を設定すること。	URIに受付ポート番号が含まれていること。	・サービスインタフェース設計書											受付ポート番号が80番の場合はURIに受付ポート番号が含まれていなくても良い。
9	18	3.1.5-3	HTTPヘッダ	1	(1) サービスインタフェースのHTTPヘッダは、少なくとも次の①～③に従うこと。 ① 要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」を設定すること。	要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」が設定されていること。	・サービスインタフェース設計書											
				2	② 要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」を設定すること。	要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」が設定されていること。	・サービスインタフェース設計書											
				3	③ 応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に応答データに対応する適切な値を設定すること。	応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に応答データに対応する適切な値を設定されていること。	・サービスインタフェース設計書											
10	18	3.1.5-4	HTTPステータスコード	1	(1) サービスインタフェースのHTTPステータスコードは、次の①～⑧とすること。 ① 200 (OK) ② 200 (リクエストが不正である) ③ 401 (認証エラー) ④ 403 (認可エラー) ⑤ 405 (許可されていないメソッド) ⑥ 408 (タイムアウト) ⑦ 500 (サーバエラー) ⑧ 503 (サービス利用不可)	以下のHTTPステータスコードが設定されていること。	・サービスインタフェース設計書											HTTPステータスコードに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。 規約：3.2.1.4 規約：3.2.2-5 規約：3.2.2-6 規約：3.2.2-7 規約：3.2.7-2

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】「特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
（特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新＆新規システム構築編）第1.5版対応）」

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応）

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物（※1 ※2）	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則（※3）	評価日			評価者	規約（※4）		細則（※3）	評価日
				5	(3) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースは、配下のフローノードインスタンスが全て「完了」状態であるビジネスプロセスインスタンスについては、当該ビジネスプロセスインスタンスが存在しないものとみなして、適切な応答を行うこと。												詳細設計工程では適合確認を行わない。 ※「適切な応答」とは「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」で規定されるステータスコードを指す。	
				6	(4) 「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」の(2)②は適用しない。	サービスインタフェースのURIに版（バージョン）の情報が無いこと。	・サービスインタフェース設計書											
15	25	3.2.1-5	サービスタスク及びユーザタスクの粒度	1	(1) ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度は、業務として意味のある最小単位とすること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
16	25	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」、「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	ビジネスフロー管理が管理する情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・ビジネスプロセス設定設計書											
17	26	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。	業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ定義されていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				2	② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持していること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				3	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとなっていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				4	(3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」となっていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				5	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。	分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクが設けられていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											
				6	② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクが設けられていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											
18	27	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①～③のいずれかであって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 業務アプリケーション（画面） ② 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス） ③ 業務アプリケーション（パッチ） (2) ビジネスフロー管理間は、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 (3) 連携元が外部システムの場合、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。													アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。
19	28	3.2.1-9	ビジネスフロー管理における異常時の動作	1	(1) ビジネスフロー管理は、呼出し先のシステム構成要素のサービスインタフェースから400番台、又は500番台のHTTPステータスコードを受けた場合、フローを停止すること。													
20	29	3.2.2-1	業務アプリケーション（サービス）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
21	29	3.2.2-2	業務アプリケーション（サービス）の類型	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する処理を実行するもの（「類型1」）。類型1は次の(a)～(c)を含む。 (a) 業務処理（「類型1」） (b) 分岐条件情報の提供（「類型1b」） (c) 連携先業務キーの提供（「類型1r」） ② 個別データベースに配置された次の(a)及び(b)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ（「類型2A」） (b) 共通業務イベントデータ（「類型2A」） (c) 個別連携一時データ（「類型2B」）	業務アプリケーション（サービス）が仕様に記載された類型のいずれかに分類されており、かつ業務アプリケーション（サービス）の機能が分類された類型に即した内容となっていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）											
22	29	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション（サービス）との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に分類される業務アプリケーション（サービス）の処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。	サービスタスクの機能と、当該サービスインタフェースの機能が整合していること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）											
				2	(2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）が提供する1サービスインタフェースが1アプリケーションプログラムに対応していること（※）。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）											※サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）において、アプリケーションプログラムを特定する情報を確認する。

(特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.5版対応)

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物（※1 ※2）	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則（※3）	評価日	評価者	規約（※4）			細則（※3）	評価日	評価者	規約（※4）	
28	38	3.2.3-2	業務アプリケーション（画面）の構成	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務用PCのWebブラウザを利用した構成とすること。 (2) ただし、業務処理が業務用PCのWebブラウザを利用した構成で実現できない場合は、この限りではない。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
29	38	3.2.3-3	WEBブラウザを利用した構成における制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）のうちWebブラウザを利用する部分は、国際標準規格として規定された仕様に準拠すること。 (2) ただし、特許庁がWebブラウザを指定する場合は、当該Webブラウザの仕様に準拠すること。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
30	39	3.2.3-4	業務アプリケーション（画面）の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、アプリケーションプログラムの単位と整合すること。 (2) 業務アプリケーション（画面）は、画面群の単位とすること。	業務アプリケーション（画面）に対応する1画面群が、1アプリケーションプログラムに対応していること（※）。	・画面一覧（詳細設計工程）												※画面一覧（詳細設計工程）において、画面群及びアプリケーションプログラムを特定する情報を確認する。	
				2	(3) 画面群は、同一の機能特性を有する画面のみで構成すること。 (4) (3)の「同一の機能特性」は、次の①～④のいずれかとすること。 ① メニュー ② 対象特定 ③ 作成更新 ④ 参照 (5) 業務アプリケーション（画面）は、HTTPプロトコル（GETメソッド）により起動（画面の表示開始）を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。		
				3	(6) 業務アプリケーション（画面）は、(5)の起動を行うURI（パラメータを含む）を定義すること。	業務アプリケーション（画面）の起動を行うURI（パラメータを含む）が、画面群毎に定義されていること。	・画面一覧（詳細設計工程）													
				4	(7) 異なる業務アプリケーション（画面）間の遷移は、(6)のURIのみを用いて(5)により行うこと。	異なる業務アプリケーション（画面）間の遷移について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・画面遷移図 ・画面一覧（詳細設計工程）													
31	39	3.2.3-5	業務アプリケーション（画面）とビジネスフロー管理との整合	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション（画面）の業務処理は、対応するユーザタスクの業務範囲と整合すること。 (2) (1)の業務アプリケーション（画面）は、「規約：3.2.3-4 業務アプリケーション（画面）の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限」の（4）③に該当する画面群とすること。	「作成更新」の画面群に該当する業務アプリケーション（画面）が、「タスク完了」によって対応するユーザタスクの状態を「完了」としていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・画面一覧（詳細設計工程） ・画面設計書（詳細設計工程）													
32	41	3.2.4-1	業務アプリケーション（パッチ）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（パッチ）は、業務処理の実行のうち、次のいずれかの処理の実行に関する責務を担うこと。 ① 予め定められた時間間隔あるいは日時に処理の実行を開始せざるをえないもの。 ② 複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。													詳細設計工程では適合確認を行わない。		
33	41	3.2.4-2	業務アプリケーション（パッチ）とビジネスフロー管理との関係	1	(1) ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション（パッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する場合は、次のとおりとすること。 ① ビジネスプロセスに対して、業務アプリケーション（パッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントを設ける。 ② 業務アプリケーション（パッチ）は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達する。 (2) ただし、業務の流れを制御する対象がユーザタスクの場合はこの限りではない。	ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション（パッチ）の処理結果を契機として業務の流れを制御する場合、その制御について設計成果物に明記されておりその内容が仕様に則っていること。（※）	・ビジネスプロセス処理関連図 ・CRUDマトリックス（処理レベル） ・サービス処理設計書 ・パッチ処理設計書											※例えば、ビジネスプロセスをループさせて単一の業務アプリケーション（サービス）のみを実行し、ポーリング動作を実現している場合に、業務アプリケーション（パッチ）の処理結果に基づく制御が明記（可視化）されていない可能性がある。		
34	42	3.2.5-1	個別データベースの責務	1	(1) 個別データベースは、個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担うこと。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
35	42	3.2.5-2	個別データベースに配置するデータ	1	(1) 個別データベースに配置するデータは、次の①～⑤のいずれかに限ること。 ① 共通リソースデータ ② 共通業務イベントデータ ③ 個別連携一時データ ④ 個別リソースデータ ⑤ 個別業務イベントデータ	個別データベースに配置する各テーブルのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・テーブル一覧（詳細設計工程） ・テーブル設計書（詳細設計工程）												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2	(2) 個別データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述（ストアドプロシージャやトリガ）を配置してはならない。															
36	43	3.2.5-3	個別連携一時データとして配置するデータ	1	(1) 個別連携一時データとして個別データベースに配置するデータは、次の①～④とする。 ① 伝達情報種別 ② 業務キー ③ タイムスタンプ ④ 伝達情報	個別連携一時データとして個別データベースに配置するテーブルのカラム情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・テーブル設計書（詳細設計工程）													
37	44	3.2.6-1	ビジネスルール管理の責務	1	(1) ビジネスルール管理は、業務アプリケーションから切り出したビジネスルールを処理することができる。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2	(2) ビジネスルールは、「表 3.2-11 ビジネスルールの種別」における、「推論」、「計算」、「振分」、「制約」から構成すること。	ビジネスルール管理で処理するビジネスルールの種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・ビジネスルール管理設計書													
38	46	3.2.7-1	DBアクセス基盤サービスの責務	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担うこと。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
39	46	3.2.7-2	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供すること。	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供していること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書												HTTPステータスコードに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照）。	

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
 （特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
（特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
 （特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新・新規システム構築編）第1.5版対応）

[illegible]

適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A P - V 記入欄				I P O 記入欄				備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則 (*3)	評価日			評価者	規約 (*4)		細則 (*3)
63	72	3.4.4-2	システム構成要素間の認証・認可	1	(1) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携 (2) (1)の認証は、HTTPのベーシック認証とすること。 (3) (2)のベーシック認証用のアカウントは、(1)の①～⑤がそれぞれ発行すること。 (4) (3)のアカウントを発行する単位は、次の①～③とすること。 ① 同一サブシステムのシステム構成要素毎 ② 異なるサブシステムのシステム構成要素毎 ③ ①、②のシステム構成要素のうち業務アプリケーション（サービス）は類型毎 (5) (1)の認可は、本仕様書で定めるアクセスパスに準じてサービスの利用可否を判断すること。 (6) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
64	74	3.4.5-1	業務キーと業務キー区分名の基本的構成	1	(1) 業務キーは、次の①及び②から構成すること。 ① 業務キー区分コード ② 業務キー主部 (2) 業務キー区分名は、業務キー区分コードと一対一に対応づけて設定すること。 (3) 業務キー区分名として、次の①～③を設定すること。 ① 日本語名 ② URI物理名 ③ タグ物理名 (4) 業務キー区分コード、業務キー区分名の日本語名、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名は、特許庁システム全体にわたって、それぞれで一意性を確保すること。 (5) 業務キーの表現、並びに業務キー区分コード、業務キー主部、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名の構成は、『別冊3 業務キー・業務キー区分名に関する仕様』の「2.1 業務キー・業務キー区分名に関する仕様」に従うこと。												業務キー・業務キー区分名のコード仕様を追加する必要がある場合、特許庁が追加するコード仕様の確認を行う。

*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）」を参照のこと。
*2: 基本設計工程で作成した設計成果物に対して詳細設計工程で情報を追加して作成する設計成果物
（例：サービスインタフェース一覧（詳細設計工程））は、追加部分のみを検証対象とする。
*3: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*4: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例：細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

適合確認チェックリスト（別冊1）【基本設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P - V 記入欄					J P O 記入欄					備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(*2)	評価日	評価者			規約(*3)	細則(*2)	評価日	
1	2	別1 2. 1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表 3 3 「イベント」使用時の配置可能な場所（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」に示す配置場所にすること。													
2	2	別1 2. 1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」及び「表 3 2 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル）」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表 3 3 「イベント」使用時の配置可能な場所（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」、「表 3 4 「イベント」使用時の配置可能な場所（記述モデル・分析モデル）」に示す配置場所にすること。	設計成果物において使用しているBPMN要素が仕様 に則っていること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル）											
3	3	別1 2. 2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、シングルバイト文字のみを使用すること。													
4	4	別1 2. 3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール（基本設計工程）											
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル）											
5	4	別1 2. 4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。	サブシステム毎に統一されたBPMN表記の方法が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール（基本設計工程）											
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるBPMN表記の方法が、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル）											

*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）」を参照のこと。

*2: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

*3: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例：細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

適合確認チェックリスト（別冊1）【詳細設計工程】_特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.5版準拠
(特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）第1.5版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P - V 記入欄						J P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)			細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	
1	2	別1 2.1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表 3 3 「イベント」使用時の配置可能な場所（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」に示す配置場所にすること。	設計成果物において使用しているBPMN要素が仕様に則っていること。	・ビジネスプロセス処理関連図													
2	2	別1 2.1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」及び「表 3 2 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル）」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表 3 3 「イベント」使用時の配置可能な場所（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」、「表 3 4 「イベント」使用時の配置可能な場所（記述モデル・分析モデル）」に示す配置場所にすること。															
3	3	別1 2.2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表 3 1 BPMS要素の使用可能要素一覧（記述モデル・分析モデル・実行可能モデル）」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、シングルバイト文字のみを使用すること。	「識別子が必要な要素」に識別子が付与されており、「一意性を確保する範囲」において一意性が確保されていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書													
				2	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	識別子に使用する文字が、マルチバイト文字を含まないこと。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書													
4	4	別1 2.3-1	ラベルに係る命名規則	1	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール（詳細設計工程）													
				2	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・ビジネスプロセス処理関連図													
5	4	別1 2.4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。															
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。															

*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン（システム刷新&新規システム構築編）」を参照のこと。
*2: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*3: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。